

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とさせていただきます)

目 次

◇ 告 示

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(商工指導課)

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

土地収用法による事業の認定(管理課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

出納長の権限に属する事務の一部の委任(会計課)

◇ 公 告 示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

林業種苗法による講習会の開催(森林保全課)

猟銃等の取扱に関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第六百七十八号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成四年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称 西川寝装株式会社	届出に係る建物の名称 ブライダルプラザベル セーヌ	届出に係る建物の所在地 鳥取市千代水四丁目一
------------------------	---------------------------------	---------------------------

鳥取県告示第六百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成四年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字智頭字会下山二三〇一の一(次の図に示す部分に限

る。

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

電気通信施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百八十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

淀江町

二 事業の種類

宇田川公民館、農村集落多目的共同利用施設建設工事

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡淀江町大字中西尾字塚田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

淀江町役場

鳥取県告示第六百八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年八月七日 鳥取県指令受都計三十三第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

気高郡青谷町大字青谷字頭無、字下姥ヶ谷及び字向和田谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

気高郡青谷町大字青谷四〇六四

株式会社岸本三光堂

取締役社長 岸本繁雄

鳥取県告示第六百八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十一条第四項の規定

に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成四年八月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

1 次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名 鳥取県芸術文化祭 「チエコ国立ジリナ室内 オーケストラ演奏会」	期 日 平成四年十月二十七日	会 場 鳥取市民会館
	平成四年十月二十八日	米子市公会堂

2 次の展覧会に係る出品料の収納事務

展 覧 会 名 鳥取県美術展覧会	期 日 平成四年九月十三日から 同月二十二日まで	会 場 鳥取県立博物館
	平成四年十月二日から 同月十一日まで	米子市美術館
	平成四年十月十七日から 同月二十一日まで 平成四年十月二十四日か ら同月二十八日まで	倉吉歴史民俗資料館

二 委任を受けた出納員

一の1の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 小 谷 修

一の2の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 小 谷 修

主 任 橋 本 節 子

主 事 河 本 直 正

三 委任期間

一の1の事務

平成四年九月一日から同年十一月三十日まで

一の2の事務

平成四年九月六日から同月九日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年八月十一日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 豊 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ルーキーズーム	株式会社ソフイア
"	ルーキーVZ	"
"	バックンザウルス	"
"	夢人想	"
"	夢人想P-2	"
"	ムーンライト	株式会社大一商会
"	エスケープ2	"
"	エスケープ	"
"	ザ・名古屋2	"
"	ロイヤル	"
"	スターファイターII	株式会社三共
"	OL娘 I	"

"	OL娘 II	"
"	エキサイトビューチー	株式会社ニューギン
アレンジボール遊技機	ザ・ロリーリソングアトベ ソフイア	サミー工業株式会社

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの講習会を次のとおり開催する。

平成 4 年 8 月 11 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

(1) 日時 平成 4 年 10 月 2 日（金） 午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 場所 八頭郡河原町大字稲常 鳥取県林業試験場

3 講習科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2 時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2 時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2 時間

4 受講申込みの方法

所定の受講申込書の収入証紙はりつけ欄に 8,000 円に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて、平成 4 年 9 月 17 日 (木) までに申込者の住所地を管轄する地方農林振興局を経由して知事に提出すること。

5 携行品

筆記用具及び印章

銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 38 年法律第 6 号。以下「法」という。)

第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 4 年 8 月 11 日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可 (以下「許可」という。) を受けようとする者 (次号イに掲げる者を除く。) を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。
ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者

1 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成 4 年 9 月 17 日 午前 10 時 00 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市糀町一丁目 151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び県坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成 4 年 9 月 2 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	米子市糀町一丁目 151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び県坂の各警察署の管内に居住する者
	平成 4 年 9 月 8 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	倉吉市清谷 766 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4 時間 30 分

イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手續

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑